

23205

愛知県

半田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
半田市高度先端産業立地促進条例	H23.12 制定 H24.7 改正 R2.6 改正	【高度先端産業】 ■工場(新設又は増設) ・固定資産取得費用(除土地)50 億円以上 ・新規常用雇用者 20 人以上 ■研究所(新設又は増設) ・固定資産取得費用(除土地)5億円以上(中小企業は2億円以上) ★対象分野 ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・先端素材関連分野 ・ナノテクノロジー関連分野 ・バイオテクノロジー関連分野 ・その他市長が認める技術分野	土地・家屋の各年度の固定資産税＋都市計画税に相当する額を当該各年度の翌年度に交付 ■交付期間 工場:2年間(航空宇宙関連分野にあつては3年間) 研究所:5年間 ※ただし、県の審査会で認定を受けた場合のみ交付
		【中小企業高度先端産業】 ■工場(新設又は増設) ・固定資産取得費用(除土地)2億円以上 ・新規常用雇用者5人以上 ★対象分野 ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・先端素材関連分野 ・ナノテクノロジー関連分野 ・バイオテクノロジー関連分野	固定資産取得費用(除土地)の 10%(既存工場の設備一新の場合は設備投資5%)に相当する額を操業開始後、1年以内に提出される交付申請に基づき交付 ※上限額は5億円(市2.5億円＋県2.5億円)とする。 ただし、航空宇宙関連分野にあつては、上限額は 10 億円(市5億円＋県5億円)とする。 ※2回を限度として分割交付できる。 ※ただし、県の審査会で認定を受けた場合のみ交付

		・その他市長が認める技術分野	
半田市企業再投資 促進補助金交付要 綱	H25.4 制定 H27.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R7.4 改正	20 年以上、市内に立地する工場等を 有する企業で、工場、研究所の新增設 等を行う場合で、かつ、愛知県の「新あ いち創造産業立地補助金」に採択され ていること ■交付要件 50 人以上(中小・中堅企業者は 25 人 以上)の常用雇用者を有する事業者 で、投資規模が 25 億円以上(中小・中 堅企業者は1億円以上) ★対象分野 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新 エネルギー関連、健康長寿関連、情報 通信関連、ロボット関連、愛知県の産 業集積の推進に関する基本指針の東 尾張地域の集積業種の分野	・土地を除く固定資産取得費用(新增設に係 る工場建設費、機械装置費、工場改修費を 含む)の 10%以内を県と市で補助する。 ・限度額 10 億円を県と市で補助する。
半田市総合特別区 域法第二十三条第 一項の規定に基づく 準則を定める条例	H25.3 制定	本市に国際戦略総合特別区域「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特 区」に指定された工場を持っていること	工場立地法に定める緑地規制を緩和する。 ・緑地面積の敷地面積に対する割合 (20%以上→1%以上) ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 (25%以上→1%以上) ・重複緑地の緑地への算入率 (25%まで→50%まで)
半田市工場立地法 第四条の二第一項の 規定に基づく準則を 定める条例	H27.9 制定 H28.12 改正 R3.3 改正	工業専用地域及び工業地域(特別工 業地区に限る) ※工場立地法の届出と同時に緑化の 推進に寄与する活動等を記載した「行 動計画書」の提出が必要です。	工場立地法に定める緑地規制を緩和する。 ・緑地面積の敷地面積に対する割合 (20%以上→5%以上) ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 (25%以上→10%以上) ・重複緑地の緑地への算入率 (25%まで→50%まで)
半田市地域経済牽 引事業の促進による 地域の成長発展の基 盤強化に関する法律 第九条第一項の規 定に基づく準則を定 める条例	R5.4 制定	地域未来投資促進法第9条第1項に規 定する工場立地特例対象区域として指 定する半田市中億田町における区域 ※工場立地法の届出と同時に緑化の 推進に寄与する活動等を記載した「行 動計画書」の提出が必要です。	工場立地法に定める緑地規制を緩和する。 ・緑地面積の敷地面積に対する割合 (20%以上→5%以上) ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 (25%以上→10%以上) ・重複緑地の緑地への算入率 (25%まで→50%まで)